



# 議決された議案

## ■条例等

### 【制定】

▼生活バスの運行に関する条例

公共交通の再編計画に基づき、道路運送法第78条第2号の規定による家用自動車(生活バス)の有償運送を行うため。(20年4月1日から施行)

▼後期高齢者医療に関する条例

後期高齢者医療制度が創設されるため。(20年4月1日から施行)

▼野原東住民センター条例

人権総合センター条例制定に伴う制定。(公布の日から施行)

### 【一部改正】

▼行政組織条例

機構改革として上下水道部を設置。(20年4月1日から施行)

▼監査委員に関する条例

地方公共団体の財政の健全化に関する法律が施行されるため、健全化判断比率及び資金不足比率等の審査事項を加える。(20年4月1日から施行)

▼職員の育児休業等に関する条例等

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴う所要の整備。(一部の改正規定を除き20年4月1日から施行)

▼特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例

機構改革として中央公民館長の項を削除。(20年4月1日から適用)

▼道路占用料に関する条例

道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、占用料の額を改定。(20年4月1日から施行)

▼準用河川管理条例

奈良県流水占用料等に関する条例の改正に伴い、占用料の額を改定。(20年4月1日から施行)

▼法定外公共物の管理に関する条例

道路占用料に関する条例の改正に伴い、占用料の額を改定。(20年4月1日から施行)

▼公有財産の使用料に関する条例

道路占用料に関する条例の改正に伴い、使用料の額を改定。(20年4月1日から施行)

▼学童保育所条例

宇智学童保育所が新設されるため。(20年4月1日から施行)

▼児童遊園地設置条例

大津児童遊園地が新設され、火打児童遊園地が廃止されるた

め。(公布の日から施行)

▼老人医療費助成条例等

健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、奈良県老人医療費助成事業補助金交付要綱等が改正されるため。(20年4月1日から施行)

▼国民健康保険条例

健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う制度間調整等を図る。(20年4月1日から施行)

▼応急診療所条例及び大塔診療所条例

健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、診療料の算定方法を改正。(公布の日から施行)

▼水道事業の設置等に関する条例

機構改革として水道局を上下水道部に改める。(20年4月1日から施行)

▼上水道事業給水条例

健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の整備。(20年4月1日から施行)

▼消防事務に関する手数料条例

証明手数料の改正。(20年4月1日から施行)

▼議会委員会条例

常任委員会の所管等の改正。(20年4月1日から施行)

## ■予算

▼19年度補正予算

▼一般会計(第5号)

給与改定及び異動等に伴う人件費の追加

▼一般会計(第6号)

退職手当、生活保護国庫負担金精算返還金、障害福祉費等の追加

▼国民健康保険特別会計(第2号)

給与改定及び異動等に伴う人件費の追加

▼国民健康保険特別会計(第3号)

保険給付費等の追加

▼簡易水道特別会計(第3号)

給与改定及び異動等に伴う人件費の追加

▼老人保健特別会計(第1号)

総務費の追加

▼下水道事業特別会計(第2号)

繰上償還金、流域下水道費の追加

157,428千円を増額

405千円を増額

2,609千円を増額

2,609千円を増額